

社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設ひまわり  
指定（介護予防）短期入所療養介護契約書

利用者様（以下「利用者」という）と社会医療法人愛仁会が運営する介護老人保健施設ひまわり（以下「当事業所」という）は、指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

- 第1条 当事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、当施設において、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目的として施設サービスを提供します。
2. 当事業所は、事業所でのサービス提供にあたっては、利用者の要介護（要支援）状態区分及び入所者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約の期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、入所日より要介護認定有効期間の満了日とします。
- ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護状態（要支援）区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護（要支援）認定有効期間満了日までとします。
2. 前項の契約期間満了の2週間以上前までに利用者から更新終了の申出がない場合、本契約は当然に更新されるものとします。
3. 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護（要支援）認定有効期間満了日までとします。
- ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護（要支援）認定有効期間満了日までとします。

（運営規程の概要）

- 第3条 当事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業員の勤務体制等は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。

（施設サービス計画の作成・変更）

- 第4条 当事業所は、利用者が相当期間以上継続して利用する場合には、利用者の心身の状況及び病状、置かれている環境等の評価並びに医師の判断に基づき、サービス提供の開始前から終了後までの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、速やかに（介護予防）短期入所療養介護計画を作成します。
2. （介護予防）短期入所療養介護計画には、当事業所で提供するサービスの目標や、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3. (介護予防) 短期入所療養介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成します。
4. 当事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する(介護予防)短期入所療養介護サービスの目的に従い、(介護予防)短期入所療養介護計画の変更を行います。
  - ①利用者の心身状況等の変化により(介護予防)短期入所療養介護計画を変更する必要がある場合。
  - ②利用者が(介護予防)短期入所療養介護計画の変更を希望する場合。
5. 当事業所は、前項に定める(介護予防)短期入所療養介護計画の変更を行う際には、利用者及びその後見人又は利用者の家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

(指定(介護予防)短期入所療養介護サービスの内容及びその提供)

- 第5条 当事業所は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、利用者に対して(介護予防)短期入所療養介護サービスを提供します。但し、(介護予防)短期入所療養介護計画を作成する必要がない場合は、当事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化防止のために利用者の心身の状況等に配慮し、適切な(介護予防)短期入所療養介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。
2. 当事業所は、利用者の(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存します。
  3. 利用者及びその後見人(後見人がいない場合は、利用者の家族または身元引受人)は、必要がある場合は前項の記録の閲覧及び謄写を求めることができます。但し、閲覧及び謄写は、当事業所の情報開示手続きに沿って行うこととします。

(指定(介護予防)短期入所療養介護サービスの利用)

- 第6条 利用者は、当事業所が提供する(介護予防)短期入所療養介護サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の3ヵ月前から、当事業所に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。
2. 前項の申し込みに対して、当事業所は正当な理由がない限り、利用者の利用を拒みません。
  3. 当事業所は、自ら適切な(介護予防)短期入所療養介護サービスを提供することが困難な場合は、利用者の利用する居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定(介護予防)短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じます。

(身体拘束及びその他の行動制限)

- 第7条 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。
2. 当事業所は、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合、当事業所は、事前又は事後速やかに、利用者の後見人又は家族(利用者した後見人がなく且つ身寄りがいない場合には身元引受人)に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3. 当事業所が利用者に対し、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、前条3項の施設サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。

①利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

②前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

③前項に基づく利用者の後見人又は利用者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

#### (苦情対応)

第8条 当事業所は、苦情対応の担当者及びその連絡先を明らかにし、当事業所が提供した（介護予防）短期入所療養介護サービスについて利用者、利用者の後見人または利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2. 当事業所は、利用者、利用者の後見人、利用者の家族が苦情の申し立て等を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることはありません。

#### (診療の方針)

第9条 当事業所は、配置の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。

2. 当事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等、診療について適切な措置を講じます。

#### (費用)

第10条 当事業所が提供する（介護予防）短期入所療養介護サービスの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。

2. 利用者は、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を当事業所に支払います。

3. 当事業所は、提供する（介護予防）短期入所療養介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4. 当事業所は、提供する（介護予防）短期入所療養介護サービスの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、事前に利用者に対し文書又は電磁的記録により通知し、変更の申し出を行います。

5. 当事業所は、前項に定める料金の変更を行う場合には、文書又は電磁的記録により入所者の同意を得ます。

#### (利用者負担額の滞納)

第11条 利用者が正当な理由なく、当事業所に支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、当事業所が利用者に対して2ヶ月以内滞納額を支払うように催告し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合にはサービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。（極度額50万円）

(秘密保持)

第12条 当事業所及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人、利用者の家族または身元引受人の秘密を漏らしません。

2. 当事業所及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人、利用者の家族又は身元引受人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人、利用者の家族または身元引受人に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(利用者の解除権)

第13条 利用者は、現に(介護予防)短期入所療養介護サービスを利用中でない限り、3日の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2. 利用者は、現に(介護予防)短期入所療養介護サービスを利用中であっても、当事業所に債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

(当事業所の解除権)

第14条 当事業所は、利用者が次の各号に該当する場合は、30日以上予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- ①第11条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがないとき。
  - ②利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、当事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
  - ③利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。
2. 当事業所は、利用者が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。
- ①利用者が伝染性疾患により、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合。
  - ②利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、当事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
3. 当事業所は、前2項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ①利用者が要介護(要支援)認定を受けられなかったとき。
- ②第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の2週間以上までに利用者から更新終了の申し出があり又は契約期間が満了したとき。
- ③第13条に基づき、利用者が契約を解除したとき。
- ④第14条に基づき、当事業所が契約を解除したとき。
- ⑤利用者が、介護保健施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- ⑥利用者が死亡したとき。
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用してもらおうことが

できなくなったとき。

#### (損害賠償)

第16条 当事業所は(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに保険者、居宅介護支援事業所及び関係各位機関並びに利用者の後見人及び利用者の家族に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

2. 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、当事業所は速やかにその損害を賠償します。但し、当事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
3. 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重大な過失がある場合は、損害賠償の減額をすることができます。

#### (利用者代理人)

第17条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、又、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理で行わせることができます。

2. 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、当事業所は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

#### (身元引受人)

第18条 当事業所は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2. 身元引受人は次の責任を負います。
  - ①利用者が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
  - ②契約終了の場合、当事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
  - ③利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

#### (合意管轄)

第19条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### (協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者及び当事業所双方の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本電子契約書ファイルを作成し、入所者及び当施設がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとします。

<事業 者>

住 所 大阪府茨木市南春日丘7丁目9番18号

事業者（法人）名 社会医療法人 愛仁会

事業所名 介護老人保健施設 ひまわり

施設長名 磯島 さおり